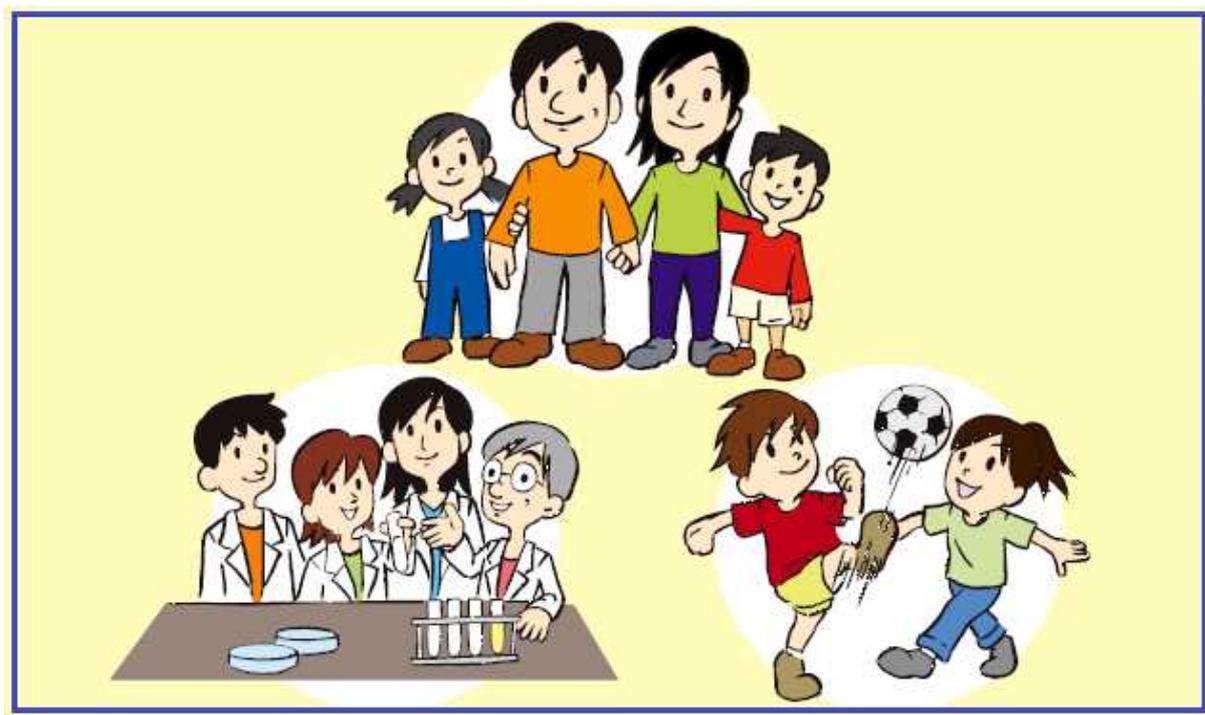


# 鳥取県行政広報物ガイドライン

## ～男女共同参画の視点に立った表現～



### <目次>

○趣旨・考え方等 .....	1
○行政広報物作成時の留意事項 .....	5
○男女共同参画の視点に立った表現Q & A .....	12
○行政広報物作成チェックポイント .....	13
○行政広報物点検表 .....	14

平成17年11月  
(平成28年6月改訂)

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課

# 趣旨 - 考え方等

## 1 趣旨

- 鳥取県男女共同参画推進条例(以下「推進条例」という。)第22条(公衆に表示する情報に係る制限)において、男女共同参画を阻害する行為の一つとして、「何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない」旨が規定された。
- 本ガイドラインは、県が作成する行政広報物が、推進条例第22条の趣旨を反映し、男女共同参画社会づくりに資するものとなるよう、次の①～⑤の考え方を踏まえ、同条例第8条に基づき議会の議決を経て策定された鳥取県男女共同参画計画に定める施策の一つとして作成したものである。
  - ① 県は、印刷物、テレビ・ラジオ放送、インターネットなどの媒体を使い、広く県民を対象とした広報(以下「行政広報物」という。)を行っている。
  - ② 行政広報は、伝えるべき人々すべてに、正確で効果的に誤解なく伝わる必要がある。一般的に県が行う行政施策・サービスの対象者は、全ての県民が対象であり、例えば女性(又は男性)が対象外であるかのような誤解の生じない行政広報を目指す必要があること。
  - ③ 現在、女性もあらゆる分野の職業や社会的活動の場に参画し、多様な力を発揮しているにもかかわらず、行政広報物が、従来からある画一的・固定的なイメージで繰り返し表現することは、性別による固定的な役割分担イメージの強化・再生産につながるおそれが高い。結果として、男女共同参画社会づくりにとっては、大きなマイナスとなること。
  - ④ 行政広報物は、公共性や信頼性からそのあり方が問われている。行政広報が率先して男女共同参画の視点に立った行政広報物を作成することは、男女共同参画社会づくりを促進するために重要であること。
  - ⑤ なお、表現の自由について最大限の配慮を行うことは当然である。本ガイドラインは県が作成する行政広報物を対象とするものであり、県民一般の表現を規制するものではないこと。  
あくまでも、行政広報物を通じて県民一人ひとりが、男女共同参画社会づくりに向けた表現を考える契機となることを期待するものである。

## 2 目的

本ガイドラインは、単に特定の表現を禁止するものではなく、男女共同参画の視点に立って、どのような表現がなぜ問題となるのか、どのように変えていけばいいのかを考えるための目安であり、行政広報物の作成者一人ひとりが参考にして、男女共同参画の視点に立って、できる限り適切な表現をしていく工夫・努力をするためのものである。

男女共同参画の視点に立って望ましい表現や避けたい表現は、本ガイドラインに記載している事例以外にも数多くあることから、行政広報物の作成者一人ひとりが、本ガイドラインを参考にして、より適切な表現を工夫することが重要である。

### 3 行政広報物

広く県民を対象として、次のような媒体を使って県が作成する広報物（県有施設の指定管理や県業務の委託により、指定管理者や委託先が作成する広報物を含む）

- ①ポスター ②パンフレット ③新聞、雑誌等掲載 ④テレビ、ラジオ放送 ⑤ホームページやソーシャルメディア等インターネット上での発信 ⑥白書その他の刊行物 ⑦報道発表資料

### 4 基本的な考え方

現実にある男女の不平等や性別による役割分担の偏りを固定するような表現を避け、男女共同参画の視点に立った表現をするため、次の3つを基本的な考え方とする。

#### (1) 男女双方を念頭に置き、いずれかに偏ることがないように配慮する

広報する内容が男女双方に関わる場合に、登場人物を男性あるいは女性ひとりに代表されるなどどちらか一方の性を基準とした表現では、行政広報の内容が「男女双方」に関わるということが伝わりにくくなるので、受け手に正しく伝わるよう、様々な分野・立場で活動する女性・男性を幅広く表現する。

#### (2) 固定的な見方にとらわれない、新たな表現を積極的に行う

男女双方が描かれていても、男女の役割を性別で固定的に描くことは、多様化しつつある現状が反映されないなど、鳥取県男女共同参画条例に基づき男女共同参画社会づくりを目指す県の施策に合致しないこととなるので、現状や広報目的を考えて新たな表現を工夫する。

#### (3) 男女を公正に扱うよう配慮する

女性は容姿で評価され、男性は仕事の実績や地位で評価されるといった表現や、女性(男性)にだけ見られる特有な表現、さらに広報の内容と関連のない女性に関する表現や形容などを避け、女性と男性を対等な存在として公正に扱う。

### 5 行政広報物作成上の留意点

#### ■ 極力回避すべき表現と繰り返しが問題となる表現

避けたい表現には、1回だけの表現でも極力回避すべきものと、繰り返すことが問題となる表現が考えられる。

##### ① 極力回避すべき表現

一方の性を無視する表現、男女のバランスを欠いた表現は、原則として使わないことが望ましい。(ポスターに女性もしくは男性を一人登場させることは問題ない。ただし、この場合、あるテーマに女性(又は男性)を繰り返し登場させることは避け、男女のバランスをとることが望ましい。)

##### ② 繰り返すことが問題となる表現

女性と男性を旧来の固定観念に基づくイメージで表現することは、これが繰り返されることでイメージの固定化につながりやすいので、避けることが望ましい。特にこれまでは、女性・男性のステレオタイプ(固定的イメージ)に基づいた表現が使われやすい傾向にあったことから留意が必要であり、固定的・画一的でない表現を積極的に工夫する姿勢が求められる。

## ■ 現実を反映した表現とあるべき姿を描く表現

### ①現実を反映した表現

現実には、依然として男女共同参画が進んでいない社会領域が多く、男女共同参画社会づくりを推進する取組が必要であり、そのためには、現実の問題点をきちんと把握し、正確な情報を提供することが重要である。(例:男女で格差がある事柄についての統計には、男女合計だけでなく、男女別統計を入れるなど)

### ②あるべき姿を描く表現

男女共同参画社会づくりを推進する観点から行う啓発(呼びかけ)広報については、依然として男女共同参画が進んでいない現実を反映させる必要はなく、男女共同参画社会づくりに望ましい表現を行うことが重要である。(例:特定の職業の現実の男女比をイラストなどに反映させる必要はなく、男女比のバランスを取った表現を行うなど)

## ■ 法令上の用語の使い方

過去に制定されてきた法令には、本ガイドラインで避けたい表現とする表現が使用されている場合があるが、県民への広報においては、男女共同参画の視点に立ち、また誤解や混乱の生じない表現を用いることが望ましい。

(例:法律上、「20歳に満たない者」は、男女ともに「少年」である。しかし、日常的には「少年」は、しばしば男子のみを指す用語として使用されていることから、誤解を生じない表現にするため、行政広報物においては、女子も男子も含まれる場合には「少年少女」と言い換えることも必要である)

## 6 インターネットを利用した広報の留意点

インターネット上のホームページやソーシャルメディアは、短時間で多くの者へ情報発信することが可能なため様々な広報活動に活用されているが、不適切な情報が発信されてしまうと、その情報の訂正、削除、回収は困難な面もあるため、情報発信の際には次の事項について特に注意が必要である。

### (1) 内容の事前確認の徹底

誤解を招くような表現や不適切な内容が含まれていないか、発信の前に複数の職員によりチェックするなど、内容の事前確認を徹底した上で発信する。

### (2) 誤りや不適切な情報の速やかな訂正、削除

発信した情報に誤りや不適切な情報が含まれていた場合には、速やかに情報の訂正、削除を行う。

なお、ソーシャルメディアを活用した県政情報の発信に関しては、「鳥取県ソーシャルメディアによる県政情報発信指針に係るガイドライン」及び「鳥取県ソーシャルメディア公式アカウント管理運営要領」(ともに平成28年3月9日付第201500183587号広報課長通知)に従い管理、運用を行うこと。

## 7 運用

- (1) 行政広報を作成する者は、その作成に当たり、本ガイドラインを参考にして、男女共同参画の視点に立った表現を行うよう努める。
- (2) 各機関は、行政広報物の作成に当たって、別途定める「行政広報物点検表」により、当該行政広報物が本ガイドラインの趣旨に沿った広報表現となるよう自主的に点検を行う。
- (3) 県有施設の指定管理者や県から業務を委託された者（以下「指定管理者等」という。）が行政広報物を作成することが想定される場合には、指定管理者等へ事前に本ガイドラインを提示し、男女共同参画の視点に立った表現に努めるよう指示するとともに、不適切と思われる表現等が含まれている場合は修正を指示する。
- (4) 女性活躍推進課は、上記（2）の自主点検に対し、各機関の求めにより、行政広報物作成者の相談に応じ、適切な助言を行う。
- (5) 女性活躍推進課は、本ガイドラインを適切に運営するため、必要に応じて民間有識者及び県民の意見を聴取して、所要の改善を行う。
- (6) 配布・発信後に不適切な表現が含まれていることが判明した場合は、作成課において当該行政広報物を直ちに回収する等の適切な対応を行うとともに、女性活躍推進課に報告し、庁内で情報を共有する。

# 行政広報物作成時の留意事項

(注)本ガイドラインでは、「男女」という表現以外は、原則として女性・男性の順で表記しています。これは、単に順序を入れ替えることを目的とするものではなく、男性・女性の順序で表現されているものの順序を入れ替えることで、性による序列意識に気づく場合もあるという例示の一つとして行っているものです。

## 1 男女双方が広報対象であることが、伝わりますか。

- 男女いずれもが広報対象であるにもかかわらず、どちらか一方の性が想定されているかのような画像や言葉を使うと、自分は対象外と感ずるかもしれません。登場人物の男女のバランスやキャッチコピーの表現などを工夫しましょう。
- ① 男女の片方だけが対象であるかのような表現になっていませんか。
- ② シンボルマークやキャラクターが男女いずれかに片寄っていませんか。

### こんな視点で工夫を・・・

○ 合理的な理由がない場合、女性も男性も登場させるようにし、なるべく一方の性に偏らないように工夫する。

#### ・・・ 解説 ・・・

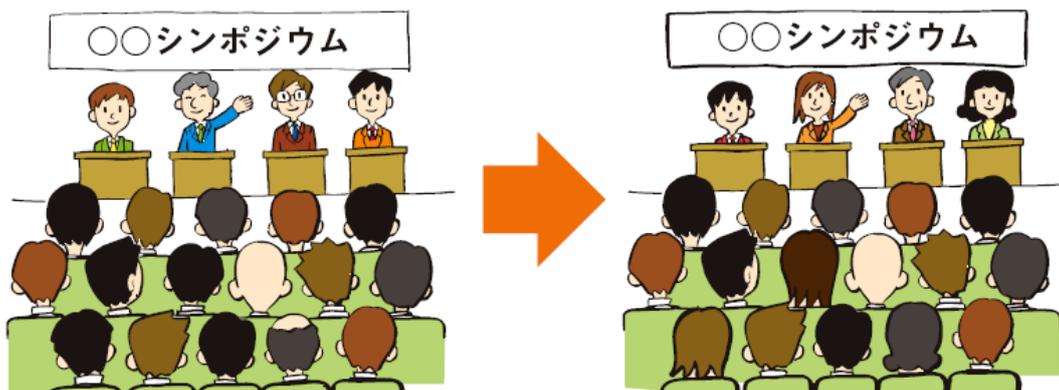
- ① パンフレットやシリーズものでは、全体を通して、男女の比率を考えるなど、一方の性に偏らないように工夫することも必要です。
- ② 男女の比率が現実にはいずれかに偏っている場合でも、広報の目的や内容に応じて、男女共同参画を推進する視点、意識的に男女比を均衡させることも必要です。

○ 広報の対象となる受け手に「自分は対象外」というイメージを与えないよう、男女に共通して使う言葉や男女を並列に扱う言葉で表現する。

#### ・・・ 解説 ・・・

- ① 男女に共通して使う男性にも女性にもあてはまる言葉としては、「人、人々、勤め人、オンブズパーソン、保護者、未成年者など」が、男女を並列に扱う言葉としては、「兄弟姉妹、父母、少年少女など」があります。  
[注] 慣用的・日常的に男子のみを指す場合が多い「兄弟」や、法律上の「少年」などは、状況に応じ、男子のみという誤解を避けるために表現を工夫することも必要。
- ② 男女雇用機会均等法による例では、性差別指針により、募集・採用に当たって「男女のいずれかを表す職種の名称」(例えば、カメラマン、営業マン、ウェイトレス 等)を使用することが禁止されています。(「カメラマン(男女)募集」など対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く。)

### 《工夫された表現例 ①》



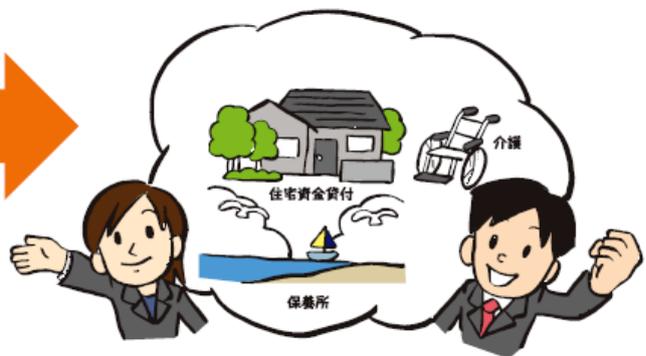
- 多くの県民に参加してもらうため、男性(女性)ばかりのイラストではなく、男女がともに参加しているイラストを使って表現した例です。

《工夫された表現例 ②》

サラリーマンのための  
〇〇制度ができました



勤労者のための  
〇〇制度ができました



○ 男女の区別のない共通の表現を使い、イラストも男女を描くことで、すべての勤労者を対象とする制度であることが分かるように工夫した例です。

《工夫された表現例 ③》



○ 男性のイラストで、男女を代表させるのではなく、男女のイラストにすることで、男女いずれもが対象であることが分かるように工夫した例です。

## 2 画一的なイメージで表現していませんか

○ 好みや行動は人それぞれですが、性別により画一的に表現しがちです。行政が画一的に表現することで、それが模範的な表現と受け取られ、個人の特質や個性を無視した性別によるイメージが固定化してしまうおそれもあります。

多様な現実を反映させ、男女それぞれを幅広いイメージで表現しましょう。

①性別によって、服装・外見、興味・関心が固定化されていませんか。

②女性は控えめに、男性は積極的であるべきなどと性格・ふるまいが固定化されていませんか。

### こんな視点で工夫を・・・

○服装・外見、興味・関心、性格・行動について、現実の多様性を踏まえて、固定的なイメージの押しつけにならないよう配慮した表現をする。

・・・ 解説 ・・・

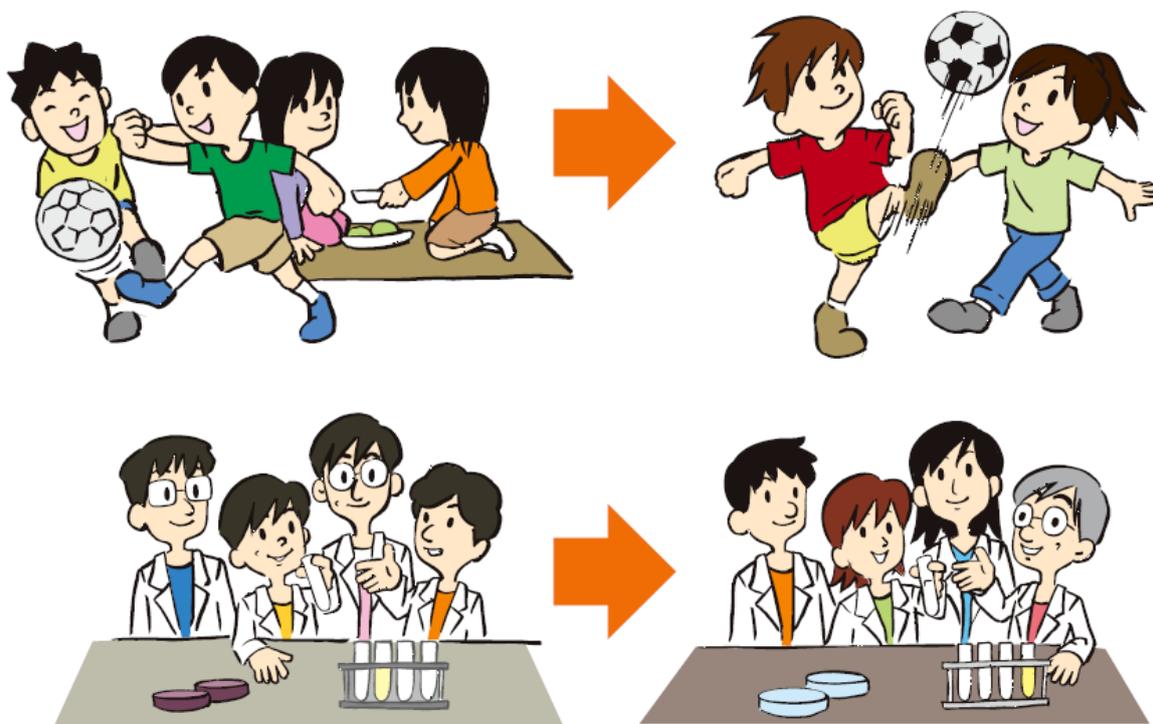
① 女性はスカート、男性はスーツと画一的に描いたり、背丈や体格の違いを性別で強調し、個人差を無視しがちですが、多様な現実を反映した表現を工夫しましょう。

② 女性は文系、男性は理系などという固定化された表現ではなく、個々人によって様々であることを描くなど、多様で新鮮な表現を工夫することが大切です。

[注] 特に一つのイラストで表現する場合などは、現実にある男女の体格差について、なぜ、行政広報物で表現する必要があるのかを、よく検討する必要があります。

[注] 男女で極端に体格差をつける表現は、男女間に優劣・強弱・主従・序列などの差が存在するようなイメージを与えるおそれがあるので、特に注意が必要です。

### 《工夫された表現例》



○女の子、男の子で必要以上に区別せず、子どもにもそれぞれ個性があることを表現した例と、人々の興味・関心は多様で、理系＝男性という思いこみにとらわれず表現した例です。

### 3 性別によって役割を固定化する表現をしていませんか。

○ 「女性（男性）はこうあるべき」といった性別による固定的な役割分担意識や価値観を強調したり、職業や役割を男女で必要以上に区別して描いていませんか。

また、核家族化、少子化、単身高齢者や非婚男女の増加等により家族の形態は、ますます多様化しています。固定化した表現でなく、多様な人々がいることを伝えましょう。

①男女の職業や役割を必要以上に区別して描いていませんか。

②職種や地域活動において、男女が固定化されていませんか。

#### こんな視点で工夫を・・・

○常に子育てをしているのは女性といった、性別による固定的な役割分担意識にとられず、現実の多様性に配慮した表現をする。

・・・ 解説 ・・・

① 男女が協力して家事・育児など行って家庭を築いていることや、性別で職業を分けるのではなく、男女が様々な職業に就いている現実を反映させる表現を工夫することが大切です。

② 男女を分りやすく表現しようとするあまりに、性別役割分担を強調した表現を使うことは、個人の特性・能力の結果などがすべて性別に基づくという誤ったイメージとなるおそれがあります。

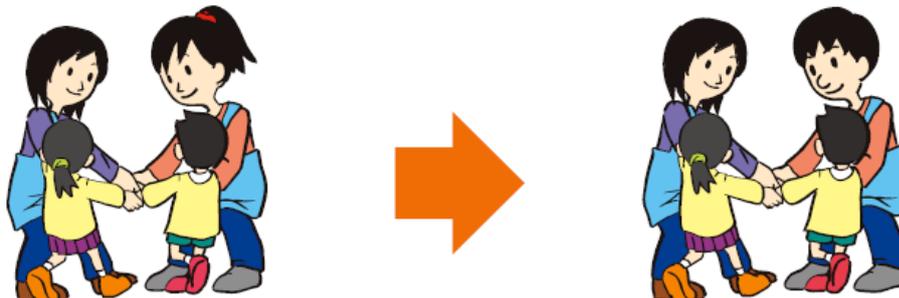
#### 《工夫された表現例》

##### ■ 家庭



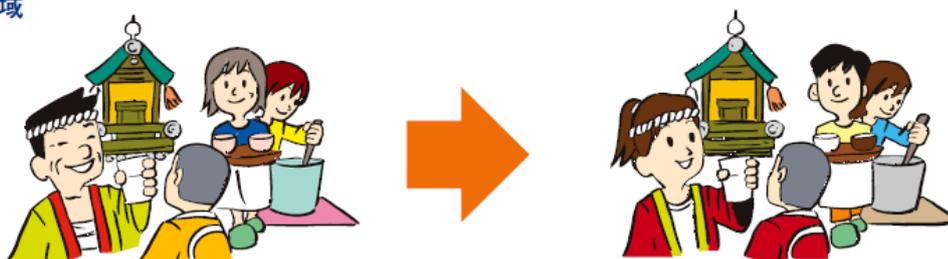
○ 家庭は家族みんなで協力したいもの。性別役割分担を固定することなく、女性も男性も家事に参加していることがわかるイラストで表現した例です。

##### ■ 職場



○ 様々な職種で、女性も男性も働いている様子を表現した例です。

##### ■ 地域



○ 地域活動でも、女性と男性が協力しあっている様子を表現した例です。

## 4 男女を対等な関係で表現していますか。

○ 男女間に、優劣、強弱、主従、上下の関係があるような印象を与える表現は、男性の方が指導的役割に適しているとか女性が弱者であるといった先入観や固定概念を強化するおそれがあります。女性と男性が対等な関係にあることを表現しましょう。

- ①常に男性が指導的役割、女性は補助的役割で表現されていませんか。
- ②父親が家族の中心で、母親と子どもが寄り添うような主従の関係を想起される表現はされていませんか。

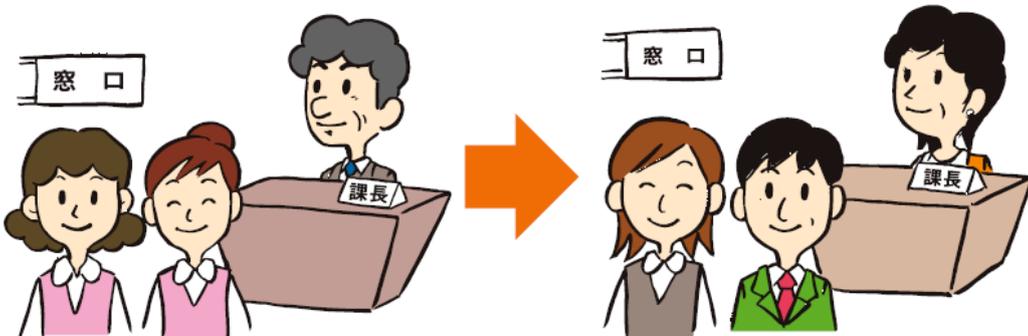
### こんな視点で工夫を・・・

○慣習的に使い続けてきた表現を避けて、男女を対等な存在として表現するように工夫する。

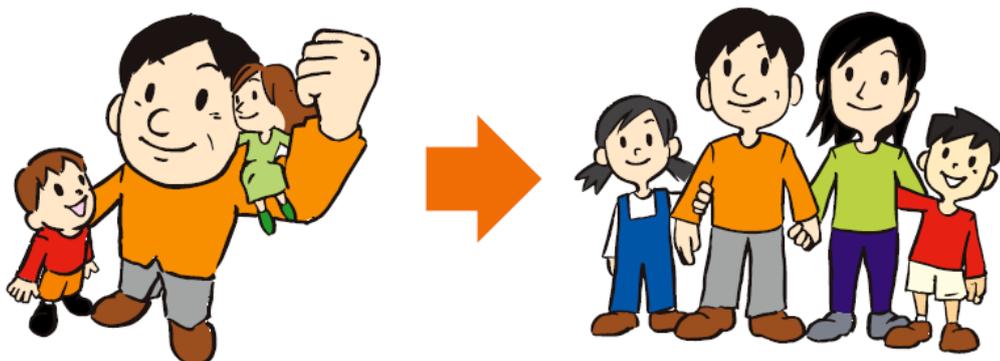
・・・ 解説 ...

- ① 男女に優劣や上下をつける意図はなくても、従来からの表現を使用することで、結果として、男性を中心的・指導的立場、女性を補助的・従属的な立場という印象を与えるおそれがあります。
- ② 常に男性を女性よりも背が高く、体格が立派な存在として描くことは、強者＝男性、弱者＝女性というイメージを与え、結果として、男女間に優劣を感じさせる表現となるおそれがあります。
- ③ 男女を対等な存在として表現するようにし、例えば身長や体格も男女にこだわらず、様々に表現することが大切です。

### 《工夫された表現例》



○ 窓口業務は女性のみ、指導は男性のみが行うという印象を与えないよう、女性の管理職も増えつつあることを踏まえ表現した例です。



○ 男女間に主従・優劣等の関係があるかのような印象を与えないよう、女性と男性が対等な関係であることを表現した例です。

## 《工夫された表現例》

- 消費生活に関するパンフレットを元にした事例

### ◆ポイント◆

加害者が男性、被害者が女性というイラストとともに、被害者としての男性も描き、全体として紋切り型の描き方にならないよう工夫されています。

また、女性・男性にかかわらず被害者となりうる危険性を訴えることとなり、パンフレットの趣旨が活かされている例です。



## 《表やグラフの表示について》

- 呼びかけや啓発を目的とする一般県民向けの行政広報物に引用して使用する表やグラフの性別表記については、常に男性を先、女性を後にするのではなく、統計数値の内容に応じて表記の順番を変えるなどの配慮した表現も必要です。

[注] 専門的利用を想定した統計資料の表示形式については、時系列的統一性などが求められることから、当該刊行物の目的に照らして、利用に当たっての利便性が損なわれるような場合は、この限りではありません。

## 《表示する順序について》

- 「男性が先、女性が後」という表現を、常に、繰り返して表現することは、無意識のうちに、男女間に序列が存在するかのような印象を与えるおそれがあることから、それを避けるための工夫の一つとして、男女の表示の順を入れ替えて表示する方法が考えられます。

ただし、単純に、表記の順序を入れ替えるという趣旨ではないことに注意が必要です。

## 5 合理的理由がないのに、男女で表現の仕方を変えていませんか。

- 日頃何気なく使っている言葉にも、これまでの社会の習慣やしきたり、また、性による固定化されたイメージが色濃く反映されている場合があります。

女性を例外的に扱ったり、ことさらに女性を強調することで、差別的取り扱いにならないようにしましょう。

- ① 女性のみ性別を強調していませんか。  
例)「女社長」、「女医」、「女子アナ」
- ② 個性と性別を連動させた表現をしていませんか。  
例)「女らしい」「女だてらに」
- ③ 男女で平等な表現をしていますか。  
例)「ご主人」、「奥さん」、「嫁ぐ」

### こんな視点で工夫を・・・

- 職業や地位に、性別をつける必要がありますか。

・・・ 解説 ・・・

- ① 女性の社長を「女社長」と呼ぶことは失礼です。女性だけに性別をつけるのは、女性を例外的に扱っていると思われ、平等な扱いとは受け取られないことがあります。
- ② 例えば、男性は単に「社員」、女性は「女性社員」と男女非対称に表現することは、男性が一般で女性は特殊だという印象を与えます。

- 性に特有な表現は必要ですか。

・・・ 解説 ・・・

- ① 女性又は男性だけに使われる表現に注意し、男女いずれにも使える他の言葉を探したり、別の言い方にするなどの工夫をしましょう。
- ② 「男だてらに」という表現はしませんし、「ママさん研究者」などには男性には相当する表現がありません。「対になる表現があるか」が、特有な表現かどうかを判断する一つの目安になります。

- 男女の呼称の区別は必要ですか。

・・・ 解説 ・・・

- ① 男性を「氏」とする一方で、女性を「さん」とするなど、同じ広報の中で男女の呼称・敬称を区別する場合には、その必要性や平等性について十分に考えましょう。
- ② 家族を紹介する場合に、夫は姓(苗字)で示し妻を名で示すことがありますが、最初に姓を紹介するなど工夫が必要です。

## 男女共同参画の視点に立った表現Q & A

Q 1 言葉など些細な問題ではないか、言い換える必要があるのか。

A 1 言葉や表現を正すこと自体が目的ではありません。言葉や様々な表現は、繰り返すことにより人々の意識に累積的な影響を及ぼすため、注意が必要です。

言葉や表現について考えることによって、男女共同参画社会の実現に必要な、これまでとは違う見方に気づきます。

言葉や表現を変えるとどうなるか、何が起きるか、まず取組を始めましょう。

Q 2 言葉や表現を変えることで、伝統や文化を破壊するおそれはないか。

A 2 言葉や様々な表現を含む文化はこれまでも変わってきており、人為的に変えることもできます。現実にある男女の不平等や役割分担の偏りを固定することにつながる伝統や文化は、変えていくことも必要です。

Q 3 広報の効果が薄れるのではないか。

A 3 ガイドラインのねらいは、行政広報物に男女共同参画の視点を取り入れ、女性・男性のいずれかが想定されていないというような誤解の生じない、効果的な広報表現を目指しています。

いたずらに枠にはめ、画一的な表現にするのではなく、女性と男性それぞれやその関係について、より多様で豊かなイメージを創り出そうという提案です。

例えば、パンフレットのイラストを画一的にすべて男女同数にするのではなく、女性のみ、女性と男性、そして男性のみなど、また人数も多様な組み合わせにするというような様々な表現を工夫していくことが必要です。

ガイドラインは、男女共同参画社会づくりに寄与しつつ、より効果的な広報を創造することをねらいとしています。

Q 4 ガイドラインで規定することは、表現の統制になるのではないか。

A 4 ガイドラインは、特定の表現を禁止して言い換えを強要するものではありません。どのような表現がなぜ問題になるのか、どのように変えていけばいいのかを考える手がかりを提供する、いわば目安となるものです。

ただし、行政広報物は私的な表現ではなく公的な表現です。男女共同参画を阻害するような内容であってはならないことを認識する必要があります。

Q 5 法令や引用資料で使用されている用語でも言い換えるのか。

A 5 法律では「20歳に満たない者」は女子も男子も「少年」ですが、一般的には、「少年」は男子のみをイメージし、女子は含まれていません。

行政広報においては、法令名などやむを得ない場合を除き、女子も男子も含む場合は「少年少女」と言い換えるなど、誤解や混乱の生じない表現に努める必要があります。

他の著作物からの引用資料については、他に同趣旨の資料がないか探す、引用して「不適切であるが原文のままとした」とことわりを入れる、などの対応が考えられます。

# 行政広報物作成チェックポイント

ポイント 1	男女の片方だけが対象であるかのような表現になっていませんか	➡	4 頁へ
	↓ はい		いいえ
ポイント 2	服装・外見、興味・関心、性格・行動など、多様な女性・男性が表現されていますか	➡	6 頁へ
	↓ はい		いいえ
ポイント 3	家庭での育児、職場での会議、地域での行事など、性別で役割を固定せず、多様な女性・男性が表現されていますか	➡	7 頁へ
	↓ はい		いいえ
ポイント 4	優劣、強弱、主従、上下が、常に、男性優先で女性が男性に従うというようなイメージで表現していませんか	➡	8 頁へ
	↓ はい		いいえ
ポイント 5	合理的な理由がないのに、男女で表現の仕方をかえていませんか 女性と男性で異なる呼称や敬称を使っていませんか	➡	10 頁へ

女性と男性を入れ替えてみるとどうですか

男女共同参画の視点から見て、問題のある表現を避けて

より良い表現を工夫するためにも、

できるだけ多くの男女と協議しながら作成することが大切です。

## 行政広報物点検表

行政広報物の名称	
----------	--

チェック項目	担当課	女性活躍推進課
<b>1 男女双方が広報対象であることが伝わりますか。</b> ○広報内容や対象が男女双方を対象としているのに、登場人物がどちらか一方に偏った表現はないか など		
<b>2 多様な女性・男性が表現されていますか。画一的なイメージでの表現になっていませんか。</b> ○男女とも、色の好み、体格、興味や関心は様々であることが表現されているか		
<b>3 性別により役割を固定化する表現になっていませんか。</b> ○男性は中心的な仕事、女性は補助的な仕事というような固定的な表現はないか ○家事・育児・介護の場面、職場の様子、地域行事などを表現する場合に、多様な男女が表現されているか など		
<b>4 常に男性が先、優位で、女性が男性に従うというようなイメージで表現していませんか。</b> ○男性が指導する立場、女性が指導を受ける立場のように男女間に主従・優劣・上下の関係が存在するような扱いとなっていないか など		
<b>5 ことさらに女性を強調するような表現、対語のない言葉を使った表現をしていませんか。</b> ○合理的理由がなく、異なる扱い（女性のみ「女性○○」と表現） など		
<b>6 女性と男性で異なる呼称や敬称を使っていませんか。</b> ○「氏」と「さん」の使い分け、「○○女史」という表現など		

上記のとおり点検しました。 (点検責任者 部課、職 氏名)  
 平成 年 月 日

下記のとおり確認しました。  
 平成 年 月 日 女性活躍推進課長

<input type="checkbox"/> 修正意見 有 ・ 無 <div style="font-size: 2em; margin-top: 10px;">[ ]</div>
---